令和２年地域児童福祉事業等調査要綱

１　調査の目的

本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

２　調査の対象及び客体

全国の市町村を対象及び客体とする。

３　調査の期日：令和２年１０月１日

４　調査の事項

市町村事業票（別添１）

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況　等

５　調査の系統及び方法

（１）調査の方法

市町村事業票

都道府県を通じて（指定都市・中核市には直接）市町村に配付し、市町村において記入する。

（２）調査の系統

市町村事業票

厚生労働省 ┬ 都道府県 ―― 市町村（指定都市・中核市を除く）
　　├ 指定都市
　　└ 中 核 市

６　調査票の提出期限

(1) 市町村は、市町村事業票の作成の上、所定の期日までに都道府県へ送付する。

(2) 都道府県は、市町村から送付された市町村事業票を取りまとめの上、都道府県の送付票を作成して令和２年１１月１３日（金）までに厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室に送付する。

(3) 指定都市及び中核市は、市町村事業票を作成の上、指定都市又は中核市作成の送付票とともに、令和２年１１月１３日（金）までに厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室に送付する。

７　集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省子ども家庭局が行い、「地域児童福祉事業等調査結果の概況」として公表するとともに、結果表を厚生労働省ホームページ及び政府統計の総

合窓口（e-Stat）に掲載する。